

第2回住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会

平成18年10月17日（火）

【堀部座長】 定刻になりましたので、ただいまから第2回住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会を開催させていただきます。

お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

議題に入ります前に、ご出欠の確認をさせていただきますが、本日は全員ご出席となっております。前回、石川委員は、ご欠席でしたので、ここで一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

【石川委員】 千代田区長の石川でございます。全連の会長でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【堀部座長】 よろしく願いいたします。

前回の第1回検討会では、住民票の写しの交付制度や住民異動届に係る現行制度について、事務局から説明をいただきまして、その後、委員の皆様からご意見をお出しいただいたところです。本日の第2回検討会では、3団体の方にお越しいただき、ヒアリングを行うことにしていますが、順番といたしますと、日本行政書士会連合会、大阪府、日本弁護士連合会であります。よろしく願いしたいと思います。

その前に、まず資料の確認等を事務局からお願いいたします。それでは、福浦企画官、お願いいたします。

【福浦企画官】 検討会の次第の次のページに本日の配付資料の一覧表がついてございます。資料1-1から資料2-5までございまして、右肩に資料番号が入ってございますが、資料1-1から資料2-5まで過不足なくございますでしょうか。

【堀部座長】 よろしいですか。後でないことに気づきましたらお申し出ください。

【福浦企画官】 本日、最初にヒアリングを予定いたしておりますが、堀部座長にご相談させてもらった上で、事務局のほうからヒアリング対象団体さんに対しまして、住民票の写しの交付制度等の見直しの趣旨、また検討会における検討事項、これは3点ございまして、交付請求、届出の際の本人確認、その他という3点を説明させていただきました。その後、交付制度等の見直しについてのご意見を賜りたいという旨を依頼いたしております。なお、その際には、参考といたしまして、本検討会での論点につきましてもあわせて

ご説明をさせてもらっております。

以上でございます。

【堀部座長】 それでは、望月理事官のほうからよろしく願いいたします。

【望月理事官】 続きまして、この後、ヒアリングを行いますけれども、それに関連する資料だけ、先だって説明をさせていただきたいと思っております。お手元資料の2-1をご覧ください。「住民票の写しの交付制度等の見直しに関する論点について」ということで、第1回目のときに提示したものを、その後修正をいたしましたものでございます。

前回、大きく数字立てとしまして、交付請求ということでⅠ、次のページで、Ⅱで届出の際の本人確認、Ⅲでその他ということでございます。前回との変更点でございますが、1ページのほうに戻っていただきまして、一番下でございます。住民票の写しの交付に際しての証明事項について何らかの見直しを行う必要はあるのかどうか、これは角委員のほうからご指摘いただきまして、論点として追加をいたしましたものでございます。あとは2ページ目でございますが、Ⅲその他の1番目、戸籍の附票等の写しの交付についてということで、前は戸籍の附票の写しと住民票の除票の写しの交付について一括して書いてございましたが、特に戸籍の附票についてどうするのかという点がございましたので、論点として2つに分けさせていただいております。その際、附票の写しにつきましては、記載事項がもともと住民票と異なりますので、原則として準ずるということでよいかどうかという、原則でということを入れさせていただいております。

以上が論点でございまして、今日、ヒアリングの際は、特に1ページ目でございますけれども、1番目のところで交付請求できる場合等についてというところを中心にご議論を賜ればと思っております。

続きまして、資料の2-2でございます。今回、職務上の請求ということが主な論点になろうかと考えまして、その際の不正な請求事件につきまして、過去2年間の新聞報道で確認されたものと、あと幹事の皆さんのほうからご報告いただいたものをベースに取りまとめさせていただいております。

概要でございますが、1番目が、行政書士が平成15年2月から3月にかけて、調査会社の依頼で、戸籍謄本とか住民票を相続書類作成のためということで偽って不正に入手しているものでございます。

2番目が、同じく15年10月から16年2月にかけて、同じような形で職務上の請求として不正に入手をしているもの。

3番目は、これは弁護士の事案でございますけれども、平成16年1月に、妻からの依頼によりまして、住民票を訴訟の準備行為と偽って不正に取得した疑いが強いというふうな事例が発生してございます。この場合、奥さんが一定の職業についておりまして、その職務柄、別な方について住民票の入手を図ったものでございます。

4番目が、これは行政書士でございますけれども、16年3月に戸籍の附票の写し、あとは戸籍謄本を職業請求と偽って不正に入手したものの。

5番目が、今度は司法書士ですけれども、これは金融機関からの依頼で住民票等の不正入手ということでございます。

6番目が司法書士でして、相続関係人の戸籍の附票、謄本を、これもまた金融機関に渡すということで請求をしたということでございます。不正に入手した疑いが強いということで、17年の夏ごろ発覚しているものでございます。

7番目が、これは弁護士事務所の事務員でございますけれども、17年9月に、もとの交際相手の住民票を統一請求用紙を使って不正に入手したというものでございます。

8番目が、18年4月から5月にかけてまして、これは区の職員が、他の市町村の住民票を公用請求、この場合は税務関係ということですが、これで偽って不正に入手したというものでございます。

以上が不正事案でございます、その後、1ページめくっていただきまして、参考の1というところでございます。今、特に有資格者と言われる方につきましては、統一請求用紙を使っているところでございますけれども、それにつきまして、平成3年4月5日の段階ですけれども、アンダーラインが引いてあるところですが、一昨年ということですので平成元年、2名の弁護士が統一請求用紙を興信所に横流ししている事案が発生した。それを契機としまして、統一請求用紙による窓口の十分な審査を一回お願いしている。しかしその後、東京都下の行政書士とか社会保険労務士の資格を有する者が、職務上の請求と偽って同じく不正入手する事件が発生しているということでもあります。さらに、佐賀県下の行政書士が統一請求用紙を興信所に横流しした事案が発生しているというものでございます。

この後、記のほうの1番でございますけれども、特に世帯主との続柄とか、戸籍の表示、こういうものについてしっかりと見てくれという話をしてございます。

ちょっと飛びまして4ページ、参考の2でございますけれども、こちらのほうが平成17年4月26日に出させていただいているものでございまして、これも経緯といたしまし

ては、大阪府の行政書士会所属の行政書士と、兵庫県行政書士会所属の行政書士が、統一請求用紙を調査会社に対して不正に譲渡しているということで、それが不正に使われたということが発覚したということでございます。これらを踏まえまして、再発防止策の検討を強く求めるということで、行政局長のほうからペーパーを出させていただいているものがございます。

ポイントとなりますのは、5ページ目の別添の資料でございますが、出させていたでいる先は、すべての8団体それぞれについて出させていたでいておりまして、その後、幾つかの団体においては、これに基づいた対応をお願いして、結果を出していただいているということでございます。

6ページ目でございますが、その中身、どういう点がポイントかということですが、2番目のところ、統一請求用紙の中で使用目的・提出先の欄を設けまして、職務上請求であることが明らかになるような具体的な記載をお願いするというふうな対応をいたしております。また、4番目の点でございますが、特に請求者または事務員につきまして、徽章とか身分証明書とか、そういうものの携帯をお願いして、職務上の請求であるということの資格を確認しているというものでございます。

あと、7ページ目、これは参考でございますが、戸籍法部会のほうで出させていたでいる資料でございますが、これは法務省で取りまとめたものでございますが、戸籍謄本等に係る不正事件というものでございます。中身、個別の説明は差し控えますけれども、弁護士、司法書士、行政書士、それぞれの方々からいろいろな事件が起こされている状況にはあるというものでございます。

以上でございます。

【堀部座長】 ありがとうございます。ヒアリングに関連する資料をとりあえず先に説明していただきました。

それでは、議事にありますように、これからヒアリングに入らせていただきたいと思います。先ほど申し上げましたように、順番といたしますと、日本行政書士会連合会、大阪府、日本弁護士連合会でありまして、お手元の資料1-1に大体の時間の配分があります。次に、資料の1-2にヒアリングの出席者のお名前、肩書きが出ていますので、これらをあわせてご覧いただきたいと思います。また、資料1-3以下にそれぞれの団体からお出しいただきましたレジュメがありますので、これらにつきましても適宜ご参照いただきたいと思います。

このヒアリング日程の時間割にもありますように、1団体当たり20分を目途にお願いしたいと思います。初めに10分程度でご説明いただきまして、その後、各委員からの質問にお答えいただく形で10分程度、あわせて20分というようなことで、質疑、意見交換をさせていただきたいと考えていますので、よろしくお願ひいたします。

本日いただきました資料、会議録につきましては、公開扱いとさせていただきます。ただ、本日のヒアリングの部分の議事につきましては、活発な議論を促すという観点から傍聴は認めないということではいかがかと思いますが、委員の皆様方のご意見はどうでしょうか。よろしいですか。

それでは、そういう扱いとさせていただきます。

また、日本弁護士連合会からヒアリング終了後の傍聴希望がありますが、これにつきましては、傍聴を認めるということではよろしいでしょうか。

特にご異議ないようですので、そのようにさせていただきます。

それではまず、日本行政書士会連合会からのヒアリングを行いたいと存じます。

本日はお忙しい中おいでいただきましてありがとうございます。それではまず、10分程度でご意見、ご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。自己紹介していただけるとありがたいのですけれども。

【日本行政書士会連合会（千葉）】 私、日本行政書士会連合会、総務担当の副会長をしています千葉と申します。どうぞよろしくお願ひします。

日頃より我が行政書士会に対しましてご指導、ご鞭撻をいただきまして、本当に厚く御礼を申し上げたいと思います。この場をおかりしまして厚く感謝申し上げます。

他方、一部の会員とはいえ、不正請求事件を起こしたりする会員がありまして、皆様に大変なご迷惑をかけていることに対しましては、また深くお詫び申し上げたいと思います。その後、二度とそういう事例が発生しないようということで、再発防止に努めておりますことを含め、今日、ヒアリングの場に参加させていただきました。本当にありがとうございます。

中身に関しては、私の隣の総務部長が主にご説明申し上げますので、よろしくお願ひします。

【日本行政書士会連合会（栗蔵）】 失礼いたします。日本行政書士会連合会の総務部長の栗蔵と申します。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、私のほうから、連合会の考え方を述べさせていただきますので、よろしくお

願いいたします。

本日、レジュメをお渡ししておりますけれども、このレジュメに沿ってご説明を申し上げたいと思います。このレジュメにつきましては、平成18年9月15日に開催されました住民票の交付制度等のあり方に関する検討会において配布されました資料5-1「論点について」のうち、特に土業関係に関係するものをピックアップさせていただきましたので、よろしく願いいたします。また、その項目のうち、特に今日は時間の制約もございますので、そこに挙げております、I、住民票の写しの交付請求についての、1の交付請求できる場合等の下段の、現行法では公務員や士業者による職務上の請求について請求事由を明らかにしなくてもよいこととされているが、これに対する考え、また、明らかにさせる場合の程度について、次に、2の本人確認等で、本人確認等の手続の方法について、そして郵送による請求、代理人・使者による請求について、3のその他の交付請求書の開示について、時間の中で述べさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それではまず初めに、1の住民票の写しの交付請求ができる場合等の、現行法では公務員等による職務上の請求については、請求事由を明らかにしなくてもよいとされておりますが、これに対する考え、また、明らかにさせる場合の程度について、戸籍謄抄本に係る議論と特段異なる取扱いとすべきものはあるのかの点につきまして、連合会の考え方を述べさせていただきたいと思います。

まず、職務上必要とする場合であって、依頼者の氏名を明らかにするとともに、1は、自己の権利等の行使、または国、地方団体等に提出する必要があることを明らかにした場合、または、市町村長が相当の理由があると認めた場合に該当すると判断できる材料まで明らかにさせる必要があるというふうに考えております。

次に、心理的な面から不正使用の防止効果が高められるということ、そして、職務上請求書を自治体窓口で使用する際や、その使用後の写しを職務上請求書の発行管理団体、例えば連合会で言えば各都道府県の行政書士会が確認する際などに不適切な使用であるか否かの有力な判断材料となるというふうに考えております。

また、依頼者の記載がなければ、自らの氏名を隠して他人の戸籍を入手するために資格者が利用されるおそれがあると考えております。そして、個人情報保護法への配慮がより重要となっている中において、戸籍を入手することとなる依頼者の氏名は、情報を開示する自治体窓口において請求の時点で当然のこととして把握されるべきものであるという考

え方を持っております。また、日本行政書士会連合会では、平成17年7月より、従来の職務上請求書にあった使用目的、提出先欄に加えまして、依頼者名を設ける様式変更を行い、その使用方法や管理等について厳格化する指導を行って、現在に至っております。

次に、本人確認等の件でございますけれども、交付請求できる場合における本人確認等の手続の方法につきまして、また、戸籍謄抄本に係る議論と特段の異なる取扱いをすべきものがあるかどうかの点につきましては、行政書士による職務上請求の場合の本人確認は、徽章の着用確認とともに、行政書士であることを証明するものとして、行政書士法に規定されております行政書士証票、または都道府県行政書士会が発行する会員証を提示させることが望ましいと考えております。本会の職務上請求書適正使用規則におきましても、上記を義務化して、全国の会員に指導しております。戸籍謄抄本における議論と特段異なる扱いはすべきものではないというふうに考えております。

次に、郵送に係る請求、代理人・使者による請求についてでございますけれども、そしてまた、戸籍謄抄本に係る議論と特段異なる取り扱いをすべきものであるかどうかの点につきましては、まず、郵送につきましては、行政書士証票、または各都道府県行政書士会が発行します会員証の写しを同封させるとともに、交付を受けた住民票の写し等の送付先が行政書士事務所となっているかどうかの確認をすることが望ましいと考えております。日本行政書士会連合会の職務上請求書適正使用規則におきましても、送付先を行政書士の事務所とすることについて義務化をいたしております。戸籍謄抄本に係る議論と特段異なる扱いをすべきものではないという考えを持っております。

次に、使者についてでございますけれども、補助者証の着用確認とともに、各都道府県行政書士会が発行いたします補助者証を提示させることが望ましいと考えております。本会の職務上請求書適正使用規則におきましても、使者は、補助者以外は認めておらず、上記手続を義務化いたしております。戸籍謄抄本にかかわる議論と特段異なる扱いをすべきものではないというふうに考えております。

それと、その他のところで、交付請求書の開示についてどのように考えるかということ、また、戸籍謄抄本に係る議論と特段異なる扱いをすべきものはあるかという点についてでございますけれども、請求の際の不正を防止するために、依頼者名を記載しても、それが無条件で第三者に開示されてしまえば、依頼者との信頼関係を損なうこととなる、これは資格者には個別の業法にて守秘義務が課せられております。自治体においては、第三者からの情報公開請求について、特段の配慮がされるべきではないかと考えております。また、

住民基本台帳法上に交付請求書の全部を開示しなければならない等の特別の規定を設けることについても、日本行政書士会連合会としては支持できないというような考え方を持っております。

特に、時間の中でございますので、レジュメすべての項目ではございませんけれども、日本行政書士会連合会の考え方を述べさせていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

【堀部座長】 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様方からご質問、ご意見をお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【角委員】 よろしいですか。ちょっと初歩的な質問で恐縮なのですが、行政書士さんが住民票を職務上請求なさる場合というのは、具体的にどういう場合が多いのでしょうか。

【日本行政書士会連合会（栗蔵）】 行政書士の業務は、非常に各市町村の役場、市役所から区役所、国の各省庁に至るまでのすべての許認可、届けの手續すべてにそういう必要性があれば、住民票等を添付いたしますので、特に今多いのは、自動車の登録、車庫証明、こういうものに申請人の住所を証明するものとして住民票を添付しますので、これは自動車登録の台数が非常に多いですので、とる中では一番多いのではないかと考えております。2番目に多いのは、これにつきましては遺産分割、いわゆる民間の遺産相続に係る分割協議だとか、相続人等を限定するために、そういう相続人を調査するというような依頼がございますので、これも非常に多いと思います。あとは、農地法上の許可申請に申請者の住民票を添付するとか、その他許認可上にいろいろな幅広い住民票等を請求することが業務としては今のところなっておところが現状でございます。

【堀部座長】 よろしいですか。それに関連して何か。

【角委員】 一番最後に、交付請求書の開示について、交付請求を職務請求をする際に依頼者名を開示することは、もうそういうふうの実務もなさっているけれども、交付請求書が全面的に開示されて、依頼者名が開示されるのはやはり困るというふうにおっしゃいましたけれども、それはそれとして、職務請求をなさる上で、依頼者名を開示したくない、依頼者名を開示するのは困るとかいう場合というのは、お感じになることというのはあるのでしょうかしら、お仕事をなさっているときに。

【日本行政書士会連合会（粟蔵）】 はい、幅広い業務がありますので、大多数は、依頼者が当然依頼人のために手続をするわけですから、それを開示しても差し支えはないのですけれども、業務によっては、やはり第三者に対していろいろな権利・義務の手続をする上で、そういう請求手続をするのだということがあらかじめわかってしまう、例えば貸し金を返してほしいというような場合に、その住所を調べるために、あて先を調べるために住民票をとるときに、あらかじめ開示されますと、そういうことが相手のほうでわかっただけで、やはりそれなりの対応をされてしまうというような形で、知られたくないという場合も中には事例としてはありますので、全般で見れば、開示してほしくないという考え方を述べたところです。

【堀部座長】 ほかにいかがでしょうか。

【岡田委員】 平成17年7月から依頼者名を書くことになったとのことですが、その後どうですか。協会として、会員の方の反応と申しますか、これはもう当然のごとく守られていて、不満はないという感じでしょうか。

【日本行政書士会連合会（千葉）】 一部の会員さんのことで、正直に申し上げますと、何で我々がそのような依頼者名の部分を明記しなきゃいけないのかというような声もありましたけれども、やはり依頼者側のそういう個人情報そのものよりも、不正にとられる側のほうの痛みというのですか、そのものが大事ですので、依頼者名を書くこと、あるいは使用目的を書くことが必要なんだということで、ほかの士業よりもさきがけて設けたと。大分抵抗がありました、確かに。

【岡田委員】 やはりそうですか。ありがとうございました。

【堀部座長】 ほかにいかがでしょうか。

先ほどの粟蔵総務部長さんのお話ですと、戸籍謄抄本の場合と特段異なった取扱いというようなことでなくともよろしいというようなことであつたかと思うのですが、そういうことであれば、そういうご意見だということで受けとめて、今後の審議に生かしていきたいと思います。

ほかに何かありますでしょうか。

ほかに質問等ないようですので、それでは、日本行政書士会連合会からのヒアリングは以上で終わらせていただきます。どうも、お忙しい中おいでいただきまして、ありがとうございました。

【日本行政書士会連合会（千葉）】 どうもありがとうございました。

【堀部座長】 それでは、引き続きまして、大阪府からのヒアリングを行いたいと思います。

【望月理事官】 大阪府さんにつきましては、資料の番号で1－4になってございますので、そちらのほうをご覧ください。

【堀部座長】 1－4ですね、わかりました。では、ヒアリングの出席者名が私たちの手元にはありますが、自己紹介をお願いできればと思います。

【大阪府（山口）】 失礼します。大阪府市町村課参事の山口でございます。どうぞよろしくお願いたします。

隣に参っておりますのが、同じく市町村課行政グループ総括主査の土屋でございます。

【大阪府（土屋）】 土屋と申します。よろしくお願いたします。

【大阪府（山口）】 どうぞよろしくお願いたします。

【堀部座長】 お忙しい中おいでいただきましてありがとうございます。では、最初に10分程度ご意見、ご説明をお願いいたしまして、その後、質疑、意見交換をさせていただきたいと思います。それでは、よろしくお願いたします。

【大阪府（山口）】 それでは、説明させていただきます。本日は、説明の機会をいただきまして本当にありがとうございます。簡単な資料も持ってまいっていますが、座って説明させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

ご案内のとおり、全国各地で住民票の写し等の不正請求事件が相次いで発覚しております。我々、住基法事務を行う自治体現場としては、その対応について非常に苦慮しているというのが実態でございます。本検討会では、特に住民票の写しの交付請求について、あるいは届出の際の本人確認について、ご検討されると伺っております。不正請求事件が多発している中で、大阪府としては、個人情報保護の徹底を図るという観点から、住基法の改正をお願いしております。この検討会で適切な方向を打ち出されるということをお大いに期待をしているところでございます。

そういう意味で、本日は特に、なぜ我々大阪府が住基法の改正が必要と考えているのか、あるいはどのような点の改正をお願いしたいのか、こういう点に絞って、簡単な資料もございまして、説明をさせていただきたいと思います。

まず、それに至る背景といいますか、なぜこういうことをお願いしているかということですが、資料1として住民票の写し等の不正請求事件の概要という簡単な資料を持ってまいっております。これは我々が把握をしている、全国各地で起こっている不正請求事件の

概要です。平成17年度以降、我々が把握している事件だけで12件、うち11件については、行政書士が関与しているという状態になっております。特に、近畿の大阪府や兵庫県的事件は、地元の新聞でも大きく取り上げられておりまして、非常に住民の皆さんの関心も高いという状況になっております。

これら不正請求事件の傾向を大まかに申し述べますと、行政書士が興信所から住民票の写しであるとか戸籍謄本の取得だけを依頼されて、これを職務上の請求を装って市町村に交付請求をしている、こういう傾向がございます。ただ、興信所が、取得をした住民票をどのように使っているのか、こういう点については、十分明らかになっていないのかもしれませんが、我々としては、やはり身元調査に使われているのではないかとこの可能性は否定できないということで、大いに危惧しているところでございます。

レジュメの1枚目に戻っていただきまして、こういう事件の問題の所在がどこにあるのかということをお我々は考えているところなのですが、大きく分けて2点あるのだろうと考えております。1点は、行政書士等が職務上の請求を装って、偽りその他不正な手段により請求を行っている、住基法50条違反の問題があると思っております。もう1つは、不正に個人情報取得されているということで、取得された住民の方のプライバシー侵害ということが大きな問題になっているのではないかと考えています。特に今回の不正請求事件の中には、興信所が関与して、不正に取得された住民票等が身元調査に使われているということになれば、非常に重大な人権問題にもつながるということで、重ねて言いますが、我々、その点、市町村ともども強く憂慮している。今回のこういう事件の背景には、重大な人権問題を惹起しかねない大きな問題があるということをお、我々日常的に現場では非常に強く意識しているという状況でございます。

こういう状況におきまして、大阪府では市町村とともに、何とか不正請求防止ができないかということで、いろいろな取組みを行っております。1つは、やはり現場での審査の厳格化ということで、特に市町村の皆さんにお願いをして、交付をする際の審査手続というのを厳格に対応してほしいということで、お願いをしています。また、不正を行った行政書士については、我々、行政書士の監督官庁ですので、厳しく処分するということで対応しております。今年についても、これまでのところ、2件の違反事案がございましたけれども、いずれも業務停止処分を行っているという状況です。このように、我々自身も処分を厳格化し、また市町村においてもそれぞれ審査を厳しくするというふうに行っておりまして、特に交付請求者の本人確認、この点については、府内すべての市町村で実施をす

る方向で取組みが進んでおりますけれども、ただ一方で、新たに、委任状を偽造して不正取得するというような問題も発覚しております、この点の防止をどのように行っていくのかという点についても、苦慮をしているという実情でございます。

ただ、大きな問題としては、こういう取組みはしているものの、やはり窓口というのはどうしても形式審査という形になりますので、不正請求を完全に防止するというのは非常に難しいということです。特に、行政書士等の資格者の職務上請求書による交付請求は、所定の事項が記入されていれば、窓口で不正であるかどうかを判断することは不可能に近いという状態であるということでございます。そういうことから、我々といたしましては、個人情報保護をより一層徹底するという観点から、法改正のお願いをしております。

法改正の要望内容ですけれども、レジュメの3に極めて簡単に書かせていただき、あわせて資料2として要望文をおつけしております。既に6月5日に、大阪府知事、大阪府市長会の会長、大阪府町村長会の会長の3者で、特に住基法については4点について改正をお願いさせていただいております。まず1点目の住民基本台帳の公開原則の見直しということですが、これは閲覧制度と同様に、公開制度の原則を見直していただきまして、交付請求できる者の範囲あるいは交付請求事由を、真に必要と考えられる範囲に限定していただきたいと考えております。

2点目の、行政書士等の資格者に対しても交付請求事由を明らかにさせること、ということで、資格者からの請求につきましても、原則的に市町村は請求事由について審査できないということになっておりますけれども、今回のように不正請求事件が資格者による関与のもとで多く出ているということにかんがみれば、資格者についても請求事由を明らかにすることの義務づけが不正請求防止には有効と考えておりまして、こういう改正をお願いしているところでございます。

次に、3点目の、刑事罰を設けるなどの罰則の強化ということですが、現行制度では、不正請求に対する罰則は過料10万円にとどまっております。行政機関から個人情報をだまし取るという悪質な事案にかんがみれば、また、不正請求者に対して捜査権が付与される、それにより事件の全容を解明していくことを望めば、やはり刑事罰の導入ということもご検討いただけないかと考えているということでございます。

次に4点目の、交付請求者氏名等の情報を被交付請求者に開示できる制度を設けること、いわゆる開示制度の創設ですが、自己の住民票の写しを誰にとられたのかということ、これを被交付請求者が知ることができれば、事後的にはございますけれども、いわゆる不

不正請求者というものを特定することができる。それにより、不正請求そのものの抑止にもつながるのではないかと我々は考えております。現状では、法に規定がないため、交付請求者氏名等の情報開示については、市町村の個人情報保護条例によって対応していますが、ただ、この個人情報保護条例では、市町村によって開示できる範囲であるとか、対応の仕方についてまちまちの状態、差異ができるという状態になっております。そういうことからすれば、やはり住基法で規定を設けていただいて、全国統一的な対応策を講じていただくということが必要ではないかと考えております。特にこの点については、資料3として持ってきておりますけれども、府では、昨年度、この問題について研究会を設け、調査研究をしたところでございます。資料3はその報告書ですので、また、後ほどでもご一読いただければありがたいと考えております。

以上、非常に雑駁な説明で言葉足らずの面もございましたけれども、大阪府といたしましては、個人情報をいかに保護するか、いかに守っていくかということから、市町村と取組みを進めておるのですが、やはり実効性という部分では、我々だけの取組みだけでは限界がある。住基法の改正がしっかりなされない限りは、なかなか前進をしないと考えておりますので、本検討会で、我々が要望しているような内容についてご検討いただくようお願い申し上げます、甚だ簡単ではございますけれども、説明を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

【堀部座長】 どうもありがとうございました。

具体的な問題でご意見をお述べいただきました。何か質問等、出していただければと思います。

宇賀委員、どうぞ。

【宇賀座長代理】 資料1ですが、これを見ますと、行政書士による不正請求事件につきましては、廃業した者以外は例外なく業務停止処分がなされているということのようですけれども、罰則については過料にとどまっているもの、それから刑事告発がされているもの、それから中には業務停止処分だけで特に罰則が適用されなかったりと対応が分かれていますのでけれども、こういうふうに分かれた理由というのでしょうか、背景と言いまじょうか、そのあたりをご説明いただけますでしょうか。

【大阪府（山口）】 過料通知については、基本的に不正請求であると我々が判断したものについて通知を行っております。ただ、当該行政書士等が関与した全ての請求を不正請求と断定するにはやはり限界がございまして、現行の中では、行政書士がこの部分は不正

であるということをお認めいただかないと、なかなか過料通知はできないという限界がございます。客観的に物証として明らかに不正請求に当たるものかどうかというのが解明し切れない、そういうもどかしさを我々は持っております、そういう意味で、基本的にわかったものについてはすべて過料通知をする。事実認定があいまいなものについては、なかなかそこまで至らない部分もあるというのが今の実情だということになります。

【堀部座長】 そうしますと、この資料1で大阪府のA、B、Cとあり、これらについては、ここに過料通知、過料決定、刑事告発等々ありますが……。

【大阪府（山口）】 資料ので申しますと、Cについて過料通知の部分は書いておりませんけれども、これから行うということです。

【堀部座長】 これからですか。

それから、開示のところで、個人情報保護条例で多くのところでは自己情報開示請求権が規定されていますので、それによって自分の情報を誰が取得したのかということになるかと思うのですけれども、この請求事例というのはかなり大阪府内であるものなのでしょうか。

【大阪府（土屋）】 何件という調査はしてないのですけれども、これは資料3の報告書の4ページに結果を書いています、半分弱の団体で住民の方からの自己情報開示請求があったというのが、今年の1月時点での調査結果です。各団体に聞きますと、そういうお問い合わせが大分増えてきている傾向にあるということは聞いております。

【堀部座長】 そうですか。その場合、どの範囲で、自己情報開示請求というのは、そこに本人の情報だけではなくて、他の人の情報も入っている場合に、そのあたりを不開示にしているのかどうかというところはわかりませんか。

【大阪府（土屋）】 これも調査を行ったのですが、かなりばらばらになっておりまして、請求者が個人の場合、通常は第三者の個人情報ですので、非開示になるのが一般的なのですが、そもそも他人の個人情報を取っているのだから、それをとった相手に知られてもいたし方ないという理由で、個人名でも開示している団体があったり、一方で自己情報ではあるのだけれども、他人の名前については、これが法人であっても開示はできないという形で、被交付請求者、すなわち住民票の写し等をとられた方のお名前だけが開示されて、いつ住民票がとられたか、という情報以外は開示しないという団体まで、ほんとうに幅広くある、そういう状態になっておりました。各団体ともかなり悩まれる中で、我々の方には、統一的な基準があれば非常にありがたいという声もありますが、あくまでそれは個人

情報保護条例の話ですので、大阪府として基準を設けることは残念ながらできないのです、といったやりとりを市町村の担当者の方とよくやっているところです。

【堀部座長】　　そうですか。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

【角委員】　　このいただいた資料1-4のレジュメの2に、大阪府内における主な取組みの2つ目に、窓口における審査の厳格化で、本人確認の徹底等というふうにありますけれども、これは具体的にどういう、例えばなりすましとかいう問題が起きたということでしょうか。

【大阪府(山口)】　　今回の事件の中には、本人へのなりすましということもございましたので、市町村の窓口に来られた方、例えば行政書士さんの補助者であれば、補助者であることを証明するものであるとか、あるいは運転免許証とか、そういうものを見せていただいて、確認をしてから交付するということが、市町村の自主的な取組みというか、今回の事件を受けた対応策として行われてきているということでございます。

【堀部座長】　　よろしいですか。

【角委員】　　はい。それからもう1点お聞きしたいので、ちょっと今日のお話の中にはなかったことですが、いわゆる住民票の写しを交付する場合に、交付する住民票の中身として、いわゆる本籍を入れるか入れないかというところの区分けというのでしょうか、例えば本籍も入れたものが欲しいと言われても、それは請求事由からすると要らないとか、何かそういう区分けみたいなものというのは持っていらっしゃるのでしょうか。基準とかいうのは。

【大阪府(土屋)】　　そのあたりも、まさしく市町村のそれぞれの運用に委ねられているというのが大阪府の実態なのですが、ただ、特に本籍地というのはセンシティブな情報だという認識がございますので、ご本人からの請求であっても、多くの市町村で、そもそもあなたは何のためにこの住民票を取得されようとしているのか、ということをお尋ねして、どう見てもその使用目的ならば本籍地入りのものは不要だろうということであれば、そこは基本的にはご遠慮願うというやりとりを、窓口ではしているようです。第三者からの請求であれば、特に厳格に本籍地入りのものが必要であるということ聞き取って、かなり厳しめに対応しております。第三者、特に貸金業者からは、大阪は何で本籍地入りの情報が出ないのかとかいう、問い合わせが我々のところにも来たりするという状況で、それ

どれかなり気を遣ってやっている状況でございます。

【堀部座長】 よろしいですか。

【角委員】 はい。

【堀部座長】 ほかにいかがでしょうか。

文書をいろいろ出していただいていますうち、先ほどご説明いただいた内容が具体的でわかりやすかったものですから、これを参考に今後検討していきたいと思っておりますけれども、また、いろいろなことでお聞きすることもあると思っておりますので、その節はよろしくお願ひしたいと思っております。本日はお忙しいところをおいでいただきましてありがとうございます。

【大阪府（山口）】 どうもありがとうございました。

【堀部座長】 どうもお待たせいたしました。では、ただいまから日本弁護士連合会からのヒアリングを行いたいと思っております。

初めに10分程度、ご意見、ご説明をお願いしたいと思っておりますが、今日の出席者についてはお名前をいただいておりますが、自己紹介をしていただきますとありがたいのですが。

【日本弁護士連合会（小寺）】 本日もご出席させていただきました日本弁護士連合会の住民票・戸籍・固定資産税評価等の担当の副会長の小寺と申します。大阪弁護士会の会長を兼務しております。あまり詳しくはありませんけれども、よろしくお願ひいたします。

【日本弁護士連合会（池田）】 日本弁護士連合会事務次長の池田綾子と申します。第二東京弁護士会所属でございます。よろしくお願ひいたします。

【堀部座長】 ありがとうございます。

それでは、ご説明をお願いいたします。

【望月理事官】 日弁連さんの資料につきましては、資料番号が1-5の中にすべてまとまっておりますので、こちらのほうをごらんください。

【堀部座長】 委員の方は1-5をごらんいただきたいと思っております。それでは、お願ひいたします。

【日本弁護士連合会（小寺）】 それでは、私のほうから弁護士会の意見として申し上げさせていただきます。

住民票の写しの交付請求、特に職務上請求につきましては、結論としまして、弁護士及び簡裁代理権を有するいわゆる認定司法書士、この2つにつきましては、職務上必要とする場合には、住民票等の写しの交付請求をすることができ、交付請求に際しては、使用目

的及び提出先を明らかにすることとすべきで、依頼者の氏名あるいは請求理由の詳細まで明らかにさせるべきではないというのが結論でございます。

その理由につきましては、まず第1に、弁護士及び認定司法書士による職務上請求は、他の士業と区別されるべきであるという意見を持っております。今まで戸籍謄抄本、住民票及び固定資産税の評価証明の扱いにつきましては、弁護士等という表現で、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、税理士等8つの士業を同一に取り扱ってきておりますが、弁護士及び、今般140万円以下の簡裁代理権を付与された認定司法書士の業務の内容につきましては、当然のことながら紛争を前提しております。したがって、その取り扱う情報も、極めて個人のプライバシーに深く関連した機微性のあるものが多いでございます。他の士業の取り扱われる場面とはいささか異なっておるというふうに認識しております。まず、訴訟手続による紛争の解決を目的とする場合に、これは職務上は他人間の紛争解決を任務としていない他の士業さんとは別異の取り扱いをしていただきたいというふうに考えております。

2番目ですが、弁護士の業務の特色ですが、これは先生方に申し上げるまでもないことかもしれませんが、いわば国民間、私人間の、あるいはあらゆる紛争の解決に直結する業務を担っております。その職務の取扱いの性質上、依頼者に関する極めてセンシティブな情報に接する機会も多うございます。依頼者の方々は、そもそも弁護士が秘密を保持してくれるということを思っておられます。依頼者が弁護士に話したことが外部に漏れないという信頼があるからこそ弁護士に真実を語られるというものです。もし、裁判の前提の資料として住民票を取り寄せるに当たって、依頼者名や紛争の内容につきまして、市町村の住民票担当者に開示、説明しなければならぬとしますと、まず弁護士の守秘義務に反することになってまいります。また、依頼を受けるに当たって、依頼者に、相手方の住民票を取り寄せるには依頼者であるあなたの氏名と取り寄せの理由を開示、書かねばならないという説明を、もし要求されると、しなきゃならないこととなります。そうなった場合には、おそらくは、そこまで言われるんだったら、いや、やめますと、そんなこと知られてまで今するのは困りますというような事態が起こるおそれがあります。こうなってきましたと、結局、国民が適正な司法の解決を求めるに当たって、かえって妨げになるのではないか。ひいては、国民の裁判を受ける権利をむしろ侵害してしまうということにもなりかねません。これはあまり申し上げたくありませんけれども、市町村に集積された個人情報外部に流出した場合のことを考えますと、かえってデメリットのほうが大きいのではない

かというふうに思っております。したがって、住民票の写し等の交付請求に際して提供すべき情報につきましては、必要かつ十分なものに限定される必要があると考えております。

支障のある事例というのは、お配りしております資料の末尾に添付しておりますけれども、さまざまな場面で支障が出てくる例を挙げております。これを一々は申し上げませんが、こういう事例が具体的に出てくるということでございます。

今回の交付についての制限と申しますか、限定について求められているところの一番の理由は、不正請求が多発しているのではないかとということだろうと思うのですが、少なくとも住民票取り寄せに関しまして、弁護士における不正請求は、今まで調査しておりますところ、最近聞いたことはございません。また、弁護士会としては、戸籍謄抄本、住民票、戸籍の附票、並びに先ほど申し上げております固定資産税の評価証明書、これにつきましては、会できっちりとした規則をつくっております、かりそめにも乱用もしくは不正に渡ることのないようにということは、従前から各会できっちり申渡しをしております。

ただ、戸籍の場合に、1例、最近と申しましても2、3年前ですが、弁護士がばかな依頼で取り寄せたことがありましたけれども、これについては厳正な処分をしまして、業務停止ということに処しております。したがって、通常の弁護士がこういう各証明書を不正あるいは乱用で取り寄せることによって、自らが業務停止の危険に身をさらしてまでやるとは到底考えられない。ただ、気がつかないうちにやるおそれがありますので、それについては各会員の注意を喚起しております。そして本年、これもお配りしておりますが、規則を制定いたしまして、各会に通知をいたしまして、厳正に措置をしておるところでございます。

私どもとしましては、司法制度全体の中での公証制度である3つの制度、これについての個人情報保護の観点、あるいは不正請求の頻発があったことから、こういう制限がなされようとしていること、そのこと自体は理解できるところでございますし、また正当な理由以外でこういうものを取得する必要はさらさらないわけですし、それについて、きっちりとした制限がされること自身は反対するわけではございませんが、ただ、それを必要以上に制限されることによってもたらされる業務上のデメリット、これについては注目していただきたい。我が国の3つの公証制度というのは、私どもは、我が国の社会での法的な1つの誇り得るインフラだと思っております。先人がせっかく築き上げられてきたこういう制度を乱用する人がおるのは、これはもう厳正に処理したらいいとは思いますが、こ

の制度そのものを死なせてしまうようなことになっては、かえって社会的な、あるいは国家的な損失になるのではないかと。

もっと小さいところで申し上げますと、例えば大阪なんかでは、戸籍謄抄本あるいは住民票で市町村によっては厳しい窓口がございまして、一々理由を聞かれるものですから、これではたまらんとということで、23条照会という手段を使っている弁護士もあります。23条照会は、会長名で公務所に照会するのですけれども、これは1件5,000円かかります。ところが、この戸籍謄抄本あるいは住民票の手数料は数百円で済みます。このツケはだれに回るかと言えば、弁護士ではありません。利用者である国民になる。そこまできなきヤスミーズにできないのか、これはちょっと行き過ぎた例だとは思いますが、弁護士の中には、窓口ではあれこれ言い合いするのが嫌だと、それだったら、自分が何も負担するわけじゃないから依頼者に負担してもらって、ずっと返ってくるんだったらそのほうがいいと。これは極めて私は憂うべき現象だと思います。そんなことも起こりかけているということも実情としてはございます。これは地元関西特有かもしれませんが、関西のある市町村ではそんなことも起こっております。

というようなことで、弁護士としては、3つの公証の書類につきまして、裁判所あるいは公務所いろいろなところへ提出を義務づけられ、あるいは求められるわけです。裁判所がもう要らないとおっしゃるのだったら、私たちは無理してとる必要もない。ところが添付書類あるいは必要書類として提出を求められる。求められるときに依頼者名を開示するというようなことになった場合に、依頼者に怒られる。怒られるでは済まないわけですし、そのはざまにおられるわけで、そういう立場といいますか、実情を何とぞご理解いただいて、しかるべくご判断いただきたいと思っております。

というようなことで、えらい短いですが、終わらせていただきます。

【堀部座長】 どうもありがとうございました。池田次長のほうは何かご発言ありますか。

【日本弁護士連合会（池田）】 いいえ、特にございません。

【堀部座長】 そうですか。それでは、委員の方々から、どうぞご質問、ご意見等をお出しいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

どうぞ。

【大井幹事】 私のほうからご質問させていただきます。

ただいまのお話の中で、住民票につきまして、弁護士の方が不正な取得をした事例はな

いというお話だったのですけれども、私が直接かかわった事例の中では、弁護士の方が自分の顧問会社に頼まれまして請求をするという事例がございまして、これについては、直接の頼まれたところにつきましては、裁判だとか債権者の訴訟申し立てに当たっての本人確認とかということですから、それ自体としては正当性は必ずしもないわけではないのですけれども、頼まれて請求するということについては、これは職務上請求には当たらないんじゃないですかということで、私、日弁連さんにも電話問い合わせをしまして、こういった事例はどのように対処したらいいのかということでお話をさせていただきましたところ、それは自治体と弁護士の間で相談してください、そういうような回答がはっきり言ってございました。

というようなことがありますもので、その他にも、先ほど、たしか9月16日でしたか、取扱いの文書をきちっとやるようにということで出されたかと思えますけれども、ちょうど同じ日に、うちのほうに弁護士の方から電話があって、窓口に職務上請求で請求に来ると。補助者が来るのだけれども、その場合の本人確認について、補助者証ですとかそういったものを持ってきてくださいというお願いをいたしましたところ、そんな法律に何も書いてないだろう、ふざけたこと言ってるんじゃないということで大分言われまして、私たち、その16日にその文書が出てきたということを知らなかったもので、今まで法務省さんとか総務省さんで出した文書でもってこういうお願いをしていますよというようなことでお話をしていたところなのですけれども、そういったところで必ずしも徹底されていなかった。それについても所属の弁護士会に問い合わせをしましたけれども、直接弁護士に対して指導というところまではいきませんね、注意喚起をする程度でしょうというような回答をいただいたという件がございました。

特に弁護士会さんについては、ほかの士業の方と違って、いわゆる監督官庁といったものがないので、そういう事件ですとか苦情が来たときの審査の体制ですとか、そういった点がどういうふうになっているのか、その辺のところをちょっとお聞かせいただきたいのですけれども。

【日本弁護士連合会（小寺）】 はい。まず、指導監督につきましては、各単位弁護士会の会長が会員については指導監督をいたします。日弁連としては、そういうふうにしてくださいという指示を、先ほど、出しております。したがって、指導できないということではございません。単なる注意喚起では済まないと思います。むしろ、積極的にその点については、指導すべきと考えます。あと言われた補助者についても、補助者証ですか、事務所

で発行する身分証を持たすというようなこともちゃんと明記していますし、補助者がその人であることを確認する書類も持たすというようなことも具体的に指示していますので、それは徹底させるようにいたします。

それと、冒頭おっしゃられた、顧問会社から頼まれてということなのですが、事件あるいは紛争になる場合は、事件を前提にして当然とるわけですから、事件や紛争を前提にしないで、単に顧問会社が自分でとるときにはなかなか制限があるからかわりにとる、私個人としてはこれは弁護士としてはやってはいかんとおもいます。

【大井幹事】 先ほどの件で発覚しましたのは、送付先が、頼んだ顧問会社のほうへ送れという話になっていたのですが、これはおかしいじゃないかということで電話をして、そのことがわかったということなのです。それがなければ全然わからなかった事例ではありません。

【日本弁護士連合会（小寺）】 だから、そういう事例も内部では取り上げています。具体例でこれから、私どもも日弁連だけというより、私は大阪弁護士会ですので、大阪弁護士会でも、たくさんとる事務所というのは特定できるのです。ですから、それは全部チェックしています。どういうことでこれだけ要るんですかということも説明を聞いて弁護士業務に必要かどうか確認して出すようにしています。フリーに出すようなことはございません。それで、今回もやりましたのは、1冊が50枚つづりですので、そんなに日常的に要るものではありません。ただ、大きい事務所は大量処理の必要がありますから、どうしても要りますけれども、事務所の規模にもよります。ですから、2冊以上を1会員がとりに来られた場合には、その理由をお聞きして渡すようにしています。できるだけそういうものを防ぐように、やれる手段は全部とるつもりでやっています。

【堀部座長】 あと、監督官庁がないという点は、弁護士会は弁護士自治ということで、先ほど言われましたようなことで、それぞれの単位弁護士会の会長なり、その会で何らかの形で対応し、懲戒の申し立てがあれば、綱紀委員会に諮って懲戒に付するかどうかということを決めている、そういう手続になるわけですね。

【日本弁護士連合会（小寺）】 そうなるんです。それで、先ほどちょっと、こういうところで申し上げるのもなんですけれども、ある会員の場合は、2カ月か4カ月かの業務停止処分を受けています。弁護士にとっては、業務停止はものすごく重うございます。丸々信用を全部なくしてしまいますから、戸籍謄本を1通とることによって一生だめになるような。それは会員には周知しています。

【堀部座長】 今、処分が決まると、『自由と正義』に公開しているわけですね。

【日本弁護士連合会（小寺）】 はい、全部公告していますし、懲戒理由の要旨も書いていますので、どなたでもごらんになれます。

【堀部座長】 というような仕組みになっているということです。

【日本弁護士連合会（小寺）】 ですから、現場でそういうのがあれば、厳しい処分をしてまいります。それこそ懲戒請求はどなたでもできるわけですから。しかし、それはそれで批判は甘んじて受けますが、ただ、そのために全体の制度そのものが、運用が、角をためて牛を殺されるようなことになったら困るなというのが私どもの思いでございます。

【日本弁護士連合会（池田）】 あと、今おっしゃいました補助者・使者であることを証明する書類の関係につきましては、確かにこれまで必ずしもそういったことについて会員の間で周知がなされていたとは言えないということもありまして、このたびの会規や細則の中で明記いたしました。それで、この周知そのものが、これは9月の中旬に決められたことなのでございますが、それぞれの弁護士会の会長を通じて各会員に周知されるということもございまして、また、日本弁護士連合会から直接ファックスニュースなどの形で知らせるということもさせていただいているのですが、周知に若干時間がかかるということもございまして、9月中旬の段階には知らなかったということは十分考えられることではあります。今後、そういうことがないように努めてまいりたいと思っております。

【堀部座長】 どうぞ、岡田委員。

【岡田委員】 この規則、細則は日弁連でおつくりになっているわけですね。

【日本弁護士連合会（池田）】 そうでございます。

【岡田委員】 そうすると、先ほどのように単位会で処理できなかったとか、その対応がよくなかった場合は、日弁連に上げて、そこで何らか単位会指導というのはできないのですか。

【日本弁護士連合会（小寺）】 ありますし、これに基づいて各単位会は直ちに皆作業に取りかかっていますから、しないということはありません。

【岡田委員】 そうですね。だから、先ほどのお話ですと、単位会が、そちらでやってくれと言われたという、そういった場合に、やはり区町村としては大変困っちゃうので、そうすると、やはり日弁連でつくった規則を単位会がきちっとやらないといった場合は、日弁連に窓口があって、何らか指導するとか動くとか、その辺は整備されてないんですか。

【日本弁護士連合会（小寺）】 一応、弁護士会は、各単位会が基本ですので……。

【岡田委員】 ええ、それはわかりますが、単位会で作っているわけじゃなくて、日弁連で作っているという意味では、やはり受け皿は必要ないのでしょうか。いわゆる監督官庁がないだけに、弁護士自治からすれば、やはりその上に上げて、そこからまた単位会にという形をしていただかないと、何のために日弁連が規則をつくったのかというのが、私たちからするとちょっと不思議だなという感じがするのです。

【日本弁護士連合会（小寺）】 いやいや、これは、本日お出ししている分は、日弁連の規則と細則と、それに要領がございますけれども、これで各単位会にこうなさい、ああなさいということを指示しているわけです。

【岡田委員】 はい、指示していらっしゃるんですよね。そうすると……。

【日本弁護士連合会（小寺）】 それに基づいて各単位会は規則を自分のところでつくる、これが仕組みでございます。

【岡田委員】 また単位会で別に規則を作っているわけですか。

【日本弁護士連合会（小寺）】 そうです、各単位会で。

【岡田委員】 ですけども、その基本となるのは日弁連で作っているわけですから、単位会の対応が、ちょっと期待に反していた場合、日弁連に上げて遵守方を検討するなりするべきだと思うのですが。

【日本弁護士連合会（小寺）】 上げてというより、もしそういう事態が、先ほどお話しのような事態が起こった場合で、それが日弁連にも情報として入ってくれば、当然、その当該単位会に対して指導はいたします。

【岡田委員】 そうですか。そこのところをちょっと知りたかったので。

それから、1つ教えていただけますか。弁護士さんは依頼人のためのプライバシーや人権の保護を第一にされることは理解できますが、実際に情報をとられた人間はどうすればいいんですか。自分の情報をとられた、ところが誰がとったかわからないのですよね。そうした個人は、じゃ、どういう方法をとれば自分の権利を守ることができるのでしょうか。そこがどうしてもわからないのです。例えばその人が、また弁護士さんを依頼したとしても、お互い守秘義務だということになるわけです。裁判になればわかるけれど、そうでなければ判らずじまい。弁護士さんに依頼できる人と依頼できない、ないしは知らないまま依頼もしていないような個人とでは不公平になるのではないのでしょうか。両方とも人権というのは尊重していただかないと困るのですけれども、何か方法があるのでしょうか。

【日本弁護士連合会（小寺）】 相手方の情報をとるという観念はないですね。

【岡田委員】 でも、とられていますよね、知らないうちに。

【日本弁護士連合会（小寺）】 いや、つまり、訴訟を提起するに当たって、相手を特定するための手段として公証制度があるからそれを利用してもらおうと、これがなければ、その相手はどこの誰かということについて調べるのに大変な手間暇がかかるわけですね。住所を調べるに当たっても、それこそ事務員を雇って、人件費かけてまでやらないかんとなのか。だから、それは何も相手の情報、秘密をとるといような意識じゃなくて、訴訟をやるためには相手を特定せないかん、あるいは交渉するには相手をどこのだれか、無差別にできませんから。そうすると、遺産の場合だって、損害賠償だって何だって、相手があるわけですから、周り一緒くたにしてわさっとやるわけにいかないの、その中の特定の人を特定していくために作業をしているという意識しかないんですよ。だから、相手の秘密をとるといような意識はないですね。

【岡田委員】 秘密というか、自分の情報を誰がとったかを知ることができないというのがどうなのかなというのと、必ずしも裁判になるわけではないですよ。

【日本弁護士連合会（小寺）】 わかりませんね。

【岡田委員】 訴訟とは限らないですよ。裁判になればわかります。ああ、このために私の情報をとったのだと。ところが裁判にならなかった場合に、本人が知らないままです。相続にしる何にしる、そうではないでしょうか。同じ人権という意味からすると、とられたほうは、じゃあどうすればいいのかなというのがどうしてもわからないのです。

【堀部座長】 公証制度の場合、どうしても本人の意思にかかわりなく1つの公証制度があると、それをいろいろな人が利用して、確かにこの人はここに住んでいてということに住民票で証明する、こういう形になるので、やはり国民として住民としての届出をしなければならぬ義務を負っている以上は、そのシステムに入っているのはやむを得ないのではないですかね。ですから、先ほどの大阪府にありましたように、自分の情報を誰がとったのかという開示請求は、今はそれぞれの自治体の個人情報保護条例でできるわけですが、それもどの範囲かというのはまちまちである。だから、大阪府とすると、そういう開示の規定を設けてほしい、こういうことになるわけですね。そのあたり、岡田委員のご懸念もわかりますけれども、やはり公証制度といのはどうしてもそういうところがあると云わざるを得ないのではないのでしょうか。

【岡田委員】 ただ、依頼者の氏名も請求理由も明らかにするべきではないと頑としておっしゃっているの。

【堀部座長】　　そうですか、その点が……。

【岡田委員】　　そのところです。以上です。

【堀部座長】　　そうですか、わかりました。

はい、どうぞ、前田委員。

【前田委員】　　ただいまご説明いただきましたご意見は、現在、戸籍法の見直しも議論されていると思いますけれども、資料を後ほど読みますけれども、考え方も全く同じことをおっしゃっている、そういう理解でよろしいですか。

【日本弁護士連合会（小寺）】　　はい、同じでございます。

【堀部座長】　　ほかによろしいですか。

それでは、大分長時間にわたりまして、いろいろ質問点に対してお答えなどしていただきましてありがとうございました。それでは、日弁連からのヒアリングをこれで終わります。

【日本弁護士連合会（小寺）】　　どうもありがとうございました。

【堀部座長】　　では、どうぞ、あと、お聞きになっていただいて結構です。

【日本弁護士連合会（小寺）】　　ありがとうございます。

【堀部座長】　　では、本日予定いたしましたヒアリングはこれで終了させていただきます。

次に、議事次第の2にあります住民票の写し等の交付請求についてということで、事務局から説明をお願いしたいと思います。それでは、望月理事官、お願いいたします。先ほど、資料2-1、2-2については説明をしていただきましたが、資料2-3以下についてお願いいたします。

【望月理事官】　　それでは、資料2-3をご説明させていただきます。これは現状で請求事由につきましてどういうふうな取り扱いになっているか、現場のスクリーニングがどのように行われているかということの参考資料としてつくったものでございます。今、住民基本台帳法12条の中で、大きく、何人でも請求できる、これは第2項で立てまして、その後、第3項で請求事由等を明らかにしなければならないと立ててございます。それで、その場合、第5項で、不当な目的によることが明らかなきは、市町村長は当該請求を拒むことができるというふうな法制度になってございます。

これの具体的な運用、考え方につきまして、この規定を入れた昭和60年以降の法改正で、施行の際に質疑応答という形で考え方を示してございます。それをご説明申し上げます。

す。

まず、質疑応答の問2で、不当な目的というものはどういうものを考えているのかということで、これにつきまして、不当な目的とは、他人の住民票の記載を知ることが社会通念上相当と認められる必要性ないし合理性がないにもかかわらず、当該記載事項を探索したり暴露したりなどしようとするをいうということでございます。例えばということで、続柄により嫡出でないこととか、そういうことをみだりに探索するとか、あるいは本籍の記載を手がかりとして同和地区出身者であるか否かを調査する等の差別的事象につながるような場合とか、そういうものについては、公開の趣旨を逸脱して不当な目的で利用するということを考えているということでございます。

問5でございますが、それでは、請求事由ということで、どの程度まで書く必要があるのかということでございます。これにつきましては、例えば結婚のため、世論調査のため、職員採用・選考のため、取材・報道のため、債権回収・保全のためといった抽象的な記載では具体性があるとは言えないと。住民票のどの部分をどのような目的に利用するかが明らかとなる程度の記載があることを要するというふうな考え方を示してございます。

その後、2ページでございますが、問8ということで、具体的に金銭債権の場合、債権があったときに、債権者の側から、所在不明の債務者の家族から債務者の所在を聞き出すために家族の住所を確認する必要があるという請求事由の場合についても、家族の住民票の写しを出せるかということでございます。これにつきましては、単に家族というだけであってはだめですということで、法律上何ら義務を負わないということで、特段の事情がない限り請求に応じる必要はないというような考え方を示してございます。

また、報道につきまして、犯罪の被疑者の家族について調査する必要があるんだという点につきましても、単に家族ということだけでみだりにそれを公表されるということはおかしいということで、請求に応じる必要はないというふうな考え方を示してございます。

また、一番最後、問20でございますけれども、請求者が債権者の場合、何をもってどのように確認するのかということでございます。考え方としましては、記載の内容について確認すれば足りるのだけれども、その真実性につき疑義を生ぜしめる特段の事情があるときにつきましては、身分証明書とか契約書の写しの提示を求める等、適宜の方法により確認するというふうな考え方を示しております。

具体的に現場のほうでは、真実性に基本的には疑いがあるというふうな前提で、しっかりと確認をするという運用がされている実態がでございます。

以上が資料2-3でございまして、次は資料2-4でございしますが、こちらのほうで一般的な請求の運用、どういう場合に住民票の写しの交付請求がされるのか、また、附票の請求がされるのかということでございます。

まず、住民票の写しで、その請求をする際に何を明らかにして請求するのか、この点につきまして、住民票の場合は、請求事由のほか、だれについて、氏名と住所を明らかにするという点と、請求に係る住民の氏名と住所、あと世帯主を場合によっては明らかにするという点でございます。特定個人というところを明らかにするのは当然であるということです。

それに対しまして、戸籍の附票のほうは、戸籍の表示ということで、戸籍の筆頭者の氏名と本籍を明らかにすることによって、だれに対するものかというのを特定するという点でございます。この点は、戸籍の謄抄本の場合と同じ仕組みになるということでございます。

具体的につくる人、作成者でございますが、住民票の写しのほうは、当然、住所地の市町村長、戸籍の附票につきましては、本籍地で作るものですので、本籍地の市町村長がつくるということでございます。これは戸籍と同じということでございます。

あと、第三者請求、特に債権者等による場合が多いわけでございますが、その主な用途例ということでございます。

まず、住民票の写しにつきましては、これは居住関係の有無の確認ということで、契約をする際に、その契約書に書かれているものが正しいかどうか、その後特に変更がないかどうかということを確認するというのが1点目でございます。なおその場合に、じゃ、どこかに住所が変わってしまったという場合につきましては、今度は除かれた住民票、除票の写しを請求するという形になりまして、住所を変更している場合について転居先というものが除票には書かれますので、それを確認していくという手続になるということでございます。

戸籍の附票の写しのほうは、逆に、使い方としましては、住民票では追えない場合というのが1点目。2番目が、債務者が死亡している場合の相続人の確定ということでありま。これらは、むしろ戸籍謄抄本のほうから明らかにすべきですけれども、債務者が亡くなった、戸籍の謄抄本をとることによって、その相続人を確定する、その場合に、当然、相続人がどこにいるかというのは戸籍の謄抄本ではわかりませんので、戸籍の附票をとる形によって、その人がどこに住んでいるのかというのを明らかにして、場合によっては訴

状等をそこに送達していくというふうな話になるというものでございます。これはワンセットの仕組みであります。

あと、住民票の写し等につきまして、個人情報保護に係る措置として具体的にどのような運用がされているかということで、スクリーニングの話でございます。住民票のほうでございますが、本人または本人と同一世帯に属する者以外の人から、要するに第三者請求の場合につきましては、その請求事由について十分な審査を行うことというのが1点。特に、法12条の第3項、今は条項がずれておりますけれども、いわゆる特別の請求、本籍とか続柄が入ったものの請求につきましては、合理的な請求事由の疎明を求めて厳正な審査を行うということをご通知で求めているところでございます。

また、戸籍の附票につきまして、似たような形、もともと準用するような形になってございますが、さらに戸籍の附票につきましては、世帯ごと、同じ戸籍の中で筆頭者以降全部書かれることがありますので、特に請求事由との関係で必要な者に係る部分に限って交付することが適当だというふうな運用通知を出しているところでございます。

以上が実際の請求の運用についてでございます。なお、2枚目のほうは前回示したものでございますので、ご参考までということでございます。

3番目、資料2-5でございます。こちらのほうは、前回、宇賀委員のほうから、住民票の制度と戸籍の制度、特に相違点を強調する形で対照なものをつくってくれということをございまして、つくったものでございます。

まず、住民基本台帳のほうの目的ですけれども、基本的には住所地において居住関係を公証するというところでございます。戸籍のほうは、本籍地において親族的身分関係を公証するというものでございます。身分関係、血縁関係を明らかにするというものでございます。

では、交付請求につきましてどういうふうな形になるのかということで、請求権者につきましては、何人でも可と。請求が不当な目的によることが明らかなきときは拒むことができるという点、これは特に差異はございません。

また、請求事由を明らかにすることを要しない場合でございますが、基本的な筋立ては一緒でございますけれども、①の自己もしくは同一世帯に属する者の請求の場合につきまして、住民票の場合は請求事由を明らかにする必要がない。これに対しまして、戸籍のほうは、同一世帯という概念がありませんので、むしろ、戸籍に記載されているという1つのくくり方をした上で、さらにその配偶者、直系尊属・卑属という形の場合については請

求事由を明らかにしなくていいという仕組みにしているということでございます。これは、もともと居住関係と身分関係という点から派生する問題でございます。また、国、地方公共団体の請求、②の点でございますが、住民基本台帳のほうはそこまで、それに対しまして、戸籍制度のほうはプラスアルファで、土地改良区等の法人の役職員という者が請求する場合も公用請求という中に含めているという点でございます。その後、特に③のいわゆる士業の方と、④の特に必要な場合、相当と認める場合については差異がございません。

あと、本人の確認のやり方につきまして、じゃあどういふふうな制度になっているのだということでございます。これは住民基本台帳、住民票の写しのほうにつきましては、その都度運用通知を出している形になってございますが、戸籍のほうは、むしろ要綱等で各自治体が判断するという形になってございます。

まず、窓口の請求の形ですけれども、これは平成17年通知で、以下のような書類等で行えということで、①の住基カード等とか、②でその他市区町村長さんが相当と認める書類を提出させるとか、③でそれがない場合につきまして、さらに適宜、口頭等の質問で補っていくというふうな考え方を示しているところでございます。

また、郵便等による請求ということで、やり方ですけれども、窓口請求の場合の①、②に該当するものの写しを同封させるということですので、例えば住基カードのコピーを同封させるとか、そういうふうなやり方をすること、こういうことをやっているということでございます。

その後、代理人・使者による請求につきましても、それぞれどういふふうなやり方で確認をするのかということ。例えば使者からの請求については、使者についてもその氏名とか住所とかそういうものをしっかりと確認するんだというふうなことを通知・通達で出しているというところでございます。

あと、交付請求書の開示制度につきましては、両方、住基のほうも戸籍のほうも特にございません。法律上ないということで、各団体が個人情報保護条例等によって対応しているという点において差異がないということでございます。

あと、証明事項、どういふものを出していくのかということでございますけれども、住民基本台帳法のほうは、特別な請求がない限り、氏名、生年月日、男女の別、住民になった年月日、あとは住所を出す。それ以外、特別な請求があったときに、一定のスクリーニングをかけてその必要性を判断するという管理になるということでございます。

戸籍のほうは、戸籍の謄本は記載事項を省略せずに交付する。戸籍の抄本のほうは、戸

籍に記載されている事項の一部を証明した書面を交付するというのが基本的な筋立てでございます。なお、磁気ディスクをもって調製されているときにつきましては、謄本、抄本にかえまして、戸籍に記録されている事項の全部または一部を証明した書面を交付するというふうなやり方になるということで、紙の場合よりも磁気ディスクの場合のほうが、ある程度フレキシビリティがあるということでございます。

あと、4ページ以降、本人の確認、異動届の際の確認ということと、6ページになりますが、その他ということでございます。これは除票とか罰則などの取り扱いでございます。むしろ次回のテーマですので、今日のところは説明は省かせていただきます。

以上でございます。

【堀部座長】 ありがとうございます。ただいま資料2-3、2-4、2-5をご説明いただきました。今日、3つの団体からヒアリングをいたしました。今日のところはヒアリングを踏まえながら、住民票の写しの交付請求についてということで、交付請求できる場合といたしますか、これを中心に委員の皆様からご意見等をお出しいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。今、説明していただいたものについての質問もあわせてしていただければと思います。いかがでしょうか。

どうぞ、宇賀委員。

【宇賀座長代理】 今回のこの住民票の写しの交付制度等の見直しに当たっての基本的な視点といたしまししょうか、それをどこに設けるべきかということなのですが、この住民基本台帳法ができたのは昭和42年で、さらにその前の住民登録法を引き継いでいるわけで、その当時、およそこうした例えば個人の住所とかそういうものがプライバシーという意識は全くなくて、個人情報保護条例もなくて、そうしたものはむしろ広くみんなに見てもらって、公証制度としての機能を発揮しようという、そういう時代にできた制度ですね。今はこれが非常に大きく変わってしまっていて、市町村すべて100%個人情報保護条例を持っておりまして、最高裁の判例でもこうした住所などもプライバシーとして保護され、それを本人の同意なしに勝手に第三者に提供すると、それは不法行為だという最高裁判例もある時代です。

ですから、今、何をベースラインにして考えるべきかということ、私はむしろ、個人情報保護条例の考え方をベースラインにしてまず考えてみるべきじゃないかなと思うのですね。もし、仮に今、住民基本台帳法がないとすれば、こうした情報というのは市町村が保有している情報ですから、市町村の個人情報保護条例によって保護される。そうすると、それ

を本来開示請求できる者は本人であって、また、代わって請求できる者というのも未成年者の親権者とか、あるいは成年後見制度を使っている場合の成年後見人に限られているわけですね。非常に厳格に限られている。それがいわばベースラインです。ですから、住民基本台帳法というのは、それを法律で特例を設けて、広く本人以外の者でも開示請求できるようにしているわけですね。

ですから、現在の時点では、個人情報保護条例をベースラインとして考えるべきだということになりますと、住民票の写しについて本人以外の者が請求できるということについては、請求できるというふうに主張する側がいわゆる立証責任を負うということだろうと思うのですね。ですから、国とか自治体が、これこれこういう公益上の理由があるから請求をする、あるいは国、地方公共団体以外の者であってもそれを利用することに非常に公益性があるから、本来であれば個人情報保護条例が適用されれば本人以外の者で開示請求できないものであっても、例外的に開示請求、写しを交付することができるというだけの公益的な理由を立証できた場合に限り認めるという、そういう視点からむしろ出発していくべきではないかなと思うのです。ですから、国とか地方公共団体の職員でも、公益性がある場合ということに限られるでしょうし、それ以外の者に認めるということであれば、なぜ、本来であれば個人情報保護条例のもとでは本人以外はとれないものを第三者がとれるのかということについて、十分な公益性があるということの立証が必要になってくる。それを立証できた場合に、ここで例外を認めていくということになる。そういう視点で今の時点では、いわばパラダイム転換をして考えていくべきではないかなということですが、基本的な視点としてはそういう方向で考えるべきではないかなというふうに思っています。

【堀部座長】　　そうですね。ありがとうございました。すると、その場合に、本人の場合には、先ほども言いました自己情報開示請求ということになりますね。第三者の場合には、どうなのですか、個人情報保護条例でいくのか、情報公開条例で市町村が保有している個人情報について開示を求めてくるということになるのか、そこはいかがでしょうか。個人情報保護条例ですと、一般的には収集制限の原則を設け、それからまた利用・提供の制限を設けているということになりますけれども、そこには一般的には請求という形よりは、市町村として持っている個人情報をどう利用・提供するかという側面のほうが強いと思うのですけれども。そこに何か情報公開条例の考え方をかませるのかどうかという点はいかがでしょうか。

【宇賀座長代理】　　いや、情報公開条例というよりも、例外的に個人情報保護条例でも

個人情報をも本人の同意なしに使える場合が規定されていますよね。ですから、それをベースラインにして考えていった場合に、どこまで認められるべきなのか。住民基本台帳制度の住民票の写しについて、それを例えば国とか自治体以外の者にも、こうした形で写しの交付請求があった場合に認めるということについての公益性ですよね、それをもう今は説明しなければならない時代になっているので、当然、もうだれでも見られるという点から出発するのではなくて、むしろそれは例外であると、本来ならば本人しか見られないものを、本人以外の者に本人の同意なしに見せるということであれば、説明が必要になってくると思うのです。個人情報保護条例でも本人同意なしに目的外利用・提供できる場合は限定的に書いていますよね。それをベースラインにして考えてみた場合に、どこまで住民票の写しについては第三者に交付する公益上の理由があるのだろうかという観点から考えていって、こういうのがいろいろと利用されることによる利益というのがあると思うのですが、それと個人情報保護との比較衡量の上で、ここまでならば、やはりこういう利用をされることは是認せざるを得ないなという線を探し出していくという方向で考えていくべきじゃないかなと思うのです。

【堀部座長】　　そうですか。

局長、何かご意見ありますか。

【藤井局長】　　最初の段階で、市町村が保有している情報が個人情報ということであれば、今の個人情報保護条例をベースに考えるということではよろしいかと思うのですが、この住民基本台帳法というのは、やはり1つの公証という目的のための情報提供制度という位置づけがあると思うので、そういう位置づけで、公証機能というものは、もう今の時代では要らないのだという話になれば、それはまた別なんでしょうけれども、あくまで公証制度としての情報提供の必要性があるんだということになると、結局は、住民基本台帳法に基づく情報提供の必要性和、個人情報保護条例に基づくむしろ保護のほうの必要性の、先生おっしゃるような利益考量みたいな、多分結論においては同じだろうと思うのですが…。

【宇賀座長代理】　　私は否定しているんじゃないですよ。つまり、言おうとしていることは、住民基本台帳法が今でも一定範囲で公証機能を果たすべきだということについて合意ができればいいわけですね。この範囲で、やはり住民基本台帳制度の持っている公証機能というものを一定程度果たすべきだということについて、合意ができればいいのです。しかし、制定当時そういう考え方だったから今でも当然にそうだというふうに、そこを説

明なしにいくわけにはいかない時代になっている。やはり今の時点で、なぜ住民基本台帳制度がそういう公証機能をこの程度果たすべきかということについて、やはり説明が必要になってきている時代だと思っております。ですから、そこについて、この範囲で公証機能をなお果たすべきだということについての合意ができればいいのです。そこについて説明ができれば、それはいわば個人情報保護条例が定めている制度の特例として認められます。住民票とかあるいは戸籍の附票とか、そういうものについては、ほかだったら第三者に出せないようなものだけでも、この範囲でやはり特例が必要だということで、説明が可能ならばよいのです。法律で個人情報保護条例の特別の定めを設けることは可能ですし、それに合理性があるというふうに説明できればいいと思います。だから、そこを否定しているわけではなくて、ただ、その説明がやはり必要になってきていると思っております。だから、初めからこれは公証制度なんだからというところから出発するのではなくて、基本にさかのぼって今の時点で考えてみた場合に、本来ならば個人情報について自己情報としてコントロールすべきものについて、公証という目的のためにどこまでその例外を認めることが許容されるのかということについての合理的な説明がなされ、それについてコンセンサスを得るというプロセスが必要になってくるんだろうという、そういう趣旨です。

私の考えでは、住民基本台帳の大量閲覧のときに、もう既にそういうパラダイムシフトが行われていると思っております。つまり、あれも本来、公証制度という出発だけでも、この前の改正というのは、公証制度だから何人でも見られるというところから出発して、それを制限したというふうに考えるべきではなくて、むしろ、本来ならば勝手に見ることができないものだが、しかし例外的に、これこれこういう公益性のあるものについては見られるという方向で議論したと思っております。もう既に閲覧制度については私はパラダイムシフトが行われているというように考えていて、したがって、そこではなぜそういうものについて例外を認めるかということについて、検討会でいろいろ議論をして、こういうものにはやはり公益性があるから、その限りで個人情報に多少のいわば犠牲を強いても、個人情報保護よりも利用することの公益性というものを説明できたものに限り閲覧を認めるという方向での、根本的な思想の転換が私はあそこで行われたんじゃないかなと思っております。だから、写しの交付についても、やはり基本は同じなんじゃないかなと思っております。だから、立証責任という言葉は、訴訟じゃありませんので、適当ではなかったかもしれませんが、説明責任があるという趣旨です。

【堀部座長】 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

【角委員】 私も宇賀委員のご意見に非常にシンパシーを覚えまして、さっきご説明いただいた資料2-3にあります住民基本台帳法第12条の第2項というのは、これもパラダイム転換をしていて、さっきおっしゃったように、だれでも交付が請求できて、だめなのはよっぽど不当な目的の場合だけだよというのが従来の原則だったのが、それがひっくり返って、ある意味で正当な見る利益というのがあって初めて交付請求ができるんですというぐあいによって変わっていくというふうに、宇賀委員のご意見を私なりに理解したのですが、それでよろしいのでしょうか。

そうすると、職務請求というのをどうとらえるかというのも、まさに従来は、不当な目的でなければ誰でも見られますよといえ、もちろん士業の方が不当な目的で請求をなすことはないでしょうという、そういう組み立てで書いてあるので、職務上請求というのが請求事由を明らかにしなくてもいいですよというふうにあったのが、これが本来は交付請求ができないのだ、正当な理由があって初めて見られるんだとなると、やはり職務上請求をどう考えるかという、何かそもそも論のところから考え直さなければならぬんじゃないかなと。最終的に職務上請求を認めるとして、職務上請求する場合にどういう形におさまるかという、具体的な形がどうなるかというのはちょっと私もよくわからないのですが、ただ、考え方としては、従来の枠の中で考えるわけにはいかないという、何かその、さっきの宇賀委員の言葉をかりると、パラダイムシフトみたいなものを共有していくことが議論をする上で大切なこと、何かちょっと宇賀委員の言ったことをそのままオウム返しに言うだけかもしれませんが、というふうに思いますけれども。

【堀部座長】 そうですか。わかりました。

はい、どうぞ、岡田委員。

【岡田委員】 私も同じなんです、先ほど、個人情報保護条例というのが出まして、ただ、個人情報保護条例というのは各自治体によって内容が違っていたり、また、条例はきちっとしているけれども、自治体によってそれをちゃんと運用しているかという、その辺もちょっとという感じからすると、やはり法律できちっとしたものをつくっておいて、それを受けて個人情報保護条例かなという感じがするんですね。ですから、その意味では、やはり原則公開というのはもう時代に合っていないのではないかという意味では、宇賀委員とか角委員の意見と私も同じです。やはり住民基本台帳法というのがあって、それから窓口で対応するときに保護条例というのがそこにかんてくるのかなという感じで、全国の例

えば保護条例の考え方が一致していればいいと思うのですけれども、その辺が私は自分自身で把握していないのでわからないのですが、私の周りを見ていると、どうも個人情報保護条例が機能してないように思えるのです。ですから、それを機能させるためには法律がきちっとしてという感じなので、法律の中で原則公開ではないと明らかになれば、個人情報保護条例も当然そういうふうに動いていくかなというふうに思えるのですが。

【堀部座長】　　ですから、宇賀委員が言われたのは、個人情報保護条例はいろいろなものがあるので、その考え方の面でと言われているので、個別のということではないわけですよ。

【岡田委員】　　そうです。

【堀部座長】　　ですから、一方で、1967年（昭和42年）に現行の住民基本台帳法ができて、そのときは、第1回目の挨拶のときに申しあげましたように、公開でよかったわけですが、1985年（昭和60年）の改正で、請求事由を明らかにするというふうにして、原則公開を、そのときはまだ原則非公開ではないけれども、公開原則をとりながら一定の場合に公開を拒むことができるようにするという形で来たわけですが、昨年の住民基本台帳の閲覧制度等に関する検討会では、そこを今度、大量請求など全部やめて、公益目的等がある場合に、認めることになり、宇賀委員の言われるパラダイムシフトがあったのではないかと。だから、住民票の写しの交付についても同じように考えていったらどうか、こういうご提案だということを指摘されたということでありまして、今後、具体的に議論をしていく上で、検討していきたいと思えます。

ほかにご発言がありますでしょうか。

そうしますと、今日予定しましたのは以上でよろしいでしょうか。

それではあと、次回の第3回は、前回、11月28日火曜日の15時ということで予定していただきまして、場所が全国都市会館であります。何かありますか。それでは、第4回、第5回の日程調整をさせていただきたいのですが。

【福浦企画官】　　恐縮ですが、座長に今から調整を…。

【堀部座長】　　それでは、第4回は、12月25日月曜の午前中、10時からということで。それから第5回はいかがでしょうか。

それでは、第5回、一応最終回を1月31日水曜の午前ということでお願いします。

【福浦企画官】　　また場所等につきましては、正式な通知は後日郵送させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

済みません、第3回でございますが、座長もおっしゃられましたが、11月28日火曜日の15時から、全国都市会館の第2会議室で開催させていただきます。また具体的な場所をご通知申し上げたいと思いますが、今回は、論点のうち、残りの部分と、本日の議論も踏まえた論点の全体につきましてご議論いただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【堀部座長】 はい。

【小暮課長】 前回は、総論の話と原則として戸籍の検討方向と整合性をとっていかうかという方針を第1回に出していただきまして、今日は、閲覧制度の見直しと同様なパラダイムシフトを考えるべきではないかの方向性を出していただきました。今後は、実際の制度設計に当たっての論点、残されたところにつきまして、今、宇賀委員からお話がありましたように、閲覧制度とのバランス、それから次回までには、法務省での戸籍法部会の議論もまた進むかと思ひますので、その双方を見ながら、特に論点整理を中心に方向づけをしていきたいと思ひます。先ほど決めていただいた12月の第4回に、報告書の素案の形にしていきたいと思います。場合によりますと、第4回目までに個別にご相談して、法案の作業とか事前の法制局調整をした上で、最終的な形として1月の第5回で成果を得るような作業スケジュールでと思ひております。

特に次の第3回以降は、各委員に個別にいろいろご相談しながら進めたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

【堀部座長】 事務局のほうも大変ですけれども、ぜひそういう形で進めていただきたいと思ひます。

ほかに、幹事委員の方、何かございますか。よろしいですか。

それでは、第2回の会議は以上で終わらせていただきます。どうも長時間にわたりましてありがとうございます。